

## 嘉麻市酪農業等経営継続支援金交付規程

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症等の影響により配合飼料等価格が高騰し、飼料費の増加によって畜産事業者の経営がひっ迫していることから、畜産業の維持及び振興を図るため、畜産飼料費に要した経費に対し、予算の範囲内における嘉麻市酪農業等経営継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、現に嘉麻市内で畜産業を經營する者（以下「経営者」という。）とする。ただし、他の自治体にて同様の支援金を受ける又は受けた者は対象外とする。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 牛 1頭当たり4,400円(肉用牛及び乳用牛のことをいう。)
- (2) 豚 10頭当たり3,600円
- (3) 採卵鶏 100羽当たり3,200円
- (4) ブロイラー 1,000羽当たり5,200円

2 頭羽数は、嘉麻市内の畜舎で飼養する数とし、申請日時点を基準とする。

3 1経営者につき、合計100万円を上限とし、申請は1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市酪農業等経営継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個体識別番号を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に係る書類が存在しない場合は、農林振興課職員が現地確認を行うことをもって代えるものとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の支援金交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援金交付の可否を決定したときは、嘉麻市酪農業等経営継続支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により、支援金の交付決定を受けた者は、嘉麻市酪農業等経営継続支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が、支援金の交付に関する周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から令和5年2月28日までに第4条の規定による申請が行われなかった場合、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた後に第2条に規定する要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 この告示による支援金を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第11条 この告示に定めのない支援金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年9月16日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際、第5条の規定による交付決定を受けた者については、第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。